

○奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成30年10月1日条例第50号

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「放課後児童健全育成事業基準」という。）において使用する用語の例による。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（放課後児童健全育成事業基準の規定の引用に関する経過措置）

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、放課後児童健全育成事業基準の附則及び放課後児童健全育成事業基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

（設備の基準の経過措置）

第3条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第

67号)の施行の日(以下「法施行日」という。)の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第9条第2項の規定は、適用しないことができる。

(支援の単位の経過措置)

第4条 法施行日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第10条第4項の規定は、適用しないことができる。